

避難指示区域等における被災者の生活再建のため、災害公営住宅等の公的賃貸住宅の供給や住宅再建に対する支援など、住まいの確保に向けた取組みを行っています。

公的賃貸住宅に関する取組み

○ 災害公営住宅の供給

- 原発避難者や帰還者向けの災害公営住宅の供給を支援。
原発避難者向け災害公営住宅：4,890戸中**4,323戸**が完成（H29.12末時点）
帰還者向け災害公営住宅：319戸中**203戸**が完成（H29.12末時点。計画戸数は今後変更の可能性あり）
- 特別家賃低減事業の対象者や収入超過者について、各事業主体の判断により、家賃を減免等することが可能である旨を周知。

○ 公営住宅への入居に係る特例措置

- 原発避難者や帰還者については、入居時の収入要件の不適用、公募によらない入居を可とする特例等を措置。
- 自主避難者については、住宅困窮要件の不適用、世帯の所得金額の特例等を措置するとともに、優先入居等の配慮を要請。

○ 福島再生賃貸住宅の供給

- 避難指示のあった地域における賃貸住宅の供給を支援。
- 福島再生賃貸住宅：107戸中**92戸**が完成（H29.12末時点）

持家に関する取組み

○（独）住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の提供

原発避難者や帰還者が住宅を再建・取得する際に、低利（当初5年間金利0%等）の災害復興住宅融資を提供。

○ 地域型復興住宅の普及

福島県、建築士関係団体、工事関係団体等により構成される「福島県地域型復興住宅推進協議会」において、良質で比較的低廉なモデルプランの提供等を実施。